

平成 28(2016)年 4 月 15 日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

固定型最低制限価格制度適用範囲の拡大について

「労働者の適正賃金及び適正労働環境の確保のための入札制度改正」の一環として、一層のダンピング排除に努め、適正価格での契約を推進するため、契約課から発注する建設工事について固定型最低制限価格制度の試行導入適用範囲を以下のとおり拡大します。

1 改正内容

改正前	予定価格 2,500 万円未満	固定型最低制限価格制度
	予定価格 2,500 万円以上	低入札価格調査制度
改正後	予定価格 <u>5,000 万円未満</u>	固定型最低制限価格制度
	予定価格 <u>5,000 万円以上</u>	低入札価格調査制度

2 実施時期

平成 28 年 7 月 1 日以降に公告する建設工事から試行実施。